

大方のお考えだろうと私は思うのであります。主としてそのような認識の上に立ちまして、いわゆる私学の振興策についてさらに一段と検討を加え、努力をしていかなければならない状態のもとにあると思うわけでございまして、今日までもいろいろ政府としまして、私学の立場を考えつつその振興のために努力はしてまいりましたけれども、従来のような程度のものでは問題の解決は困難だろう、こういう考えをいたしておる次第であります。さらに十分検討を加えまして、積極的に私学の振興という問題と取り組んでいきたい、このように考えておる次第であります。

○佐藤(観)委員 灘尾文部大臣の月並みな答弁であります。何と云っても日本の財政の実権を握っているのは大蔵省であつて、大蔵省のひものついておるというところはいろいろ問題があるにしても、大体官学を出る人のはほとんどが大蔵省なり文部省なりにおられる。局長の村山さんもそうでありますが、どうも私たちは私学だからひがみではないけれども、何と云ってもそういうような点で、やはり根本的には文部省の中にそういう気持ちがあるのではないかと。私学の振興という問題もありませんが、その中で、一つの課であれしとおるというように、現在の私学というものは、日本全体の七割五分の人が実際は私学を出ておるわけなんです、私たちは私学の出だから、そういうことを言うわけではないのですけれども、同じ教育を受けるという立場から考えれば、当然国立大学も私立の大学におる学生も、日本の学生ということについては変わりがないので、そういうような意識的に差別をしていけるのではないけれども、文部省というのは国立の学校だけを中心に置いているという傾きがあるというように考えるのですが、その点についてどういうように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○灘尾國務大臣 文部省のほうで特に私学に対して差別的な考え方でものをやっておるのではないかと、いろいろお尋ねでございますが、これは当然私が否定することを予想していらつしやると私は思うのであります。そういうようなつもりで仕事はいたしておりません。

しかし問題は、長い沿革というものが私はあると思うのです。日本で私学というものが生まれ、それがどのようにして今日まで来たかという沿革といふものもあると同時に、最近における国民の中からの大学に対する進学率といふふうなものも非常に増加してきておる。これに対応するため私学が非常に大きな役割りを果たしてまいつておる。また、そのような関係から施設設備等についても拡張整備をしていかなければならぬ。自然経営が困難になってくる。また、それが今度は父兄負担を増大するというような結果を招来するといふわけでございまして、従来からの沿革に基づいて文部省と私学との関係というものと、現状というものととの間に急激な変化が起こつたと思つておる。これにどう対処していくかといふところが大きな問題であり、しかも極めて複雑な困難な問題だらうかと私は思つております。たいへんな課題をかかえておるということは十分承知いたしておりますが、にわかにはこれを抜本塞源的に解決することも容易なことではないといふことは、これは佐藤さんにもひとつ御想像いただけたらうと私は思うのであります。

いずれにしても、私学側の努力も必要でございますが、同時に、われわれのほうも私学側に対して積極的な協力をしていくといふかまゝのものと問題を解決する以外に道はないと存じます。そういう方向で努力していきたいといふことは、先ほど来申し上げておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 慶応大学の福沢諭吉の独立自尊、それから早稲田は太閤さんの政界失脚の中から出てきたというふうなことで、まあレジスタンスのような形で出てきたわけですが、そういう歴史的な過程はともかくとして、今日日本に二百六十五校という非常にたくさんある学校があるのです、そういうものについて私は――灘尾さんは、たしか文部大臣を三回も四回もやられたので、答弁などのそのつけないことは言う必要はないけれども、ここらあたりでなるほど文部大臣を四回もやられるなら、ちつとは気のきいたことをやられるというのであるならば、やはりそういうところにウエートを置くことになるのではないかと。御承知のように、文部省の予算の大部分はほとんど義務教育にとられてしまつて、あとは予算としては非常に少ないと思つておる。しかし、重要なところ、拡充すべきところは、やはり私学といふものが今日非常に問題が起きております。また、非常に問題が起きているであらう。それは、これからますます学校、特に私学の問題が起きているような経緯がたくさんあると思う。あとで大蔵省の予算関係の人を呼んでおられますから、文部省が遠慮していられることをわれわれが言いますけれども、しかし、そういう点で、こういう方法ならば何とかしようじゃないかといふような、もう少し積極的な意図があつてほしいと思つておる。あなたがそうでなければ、私はいまの私学といふものは窒息死してしまふのではないかと、こういうふうに感ずるのでありますが、その点は一歩どういふようにお考えになつていらつしやいますか、承りたいと思ひます。

○灘尾國務大臣 私学の問題をどう考えるかといふところに大きな問題点が私にはあらうかと思つておる。佐藤さんも御承知のように、先年来文部省に私学振興の方策についての調査会を臨時に設けまして、その答申もいただいたわけでありまして、その答申の趣旨も、この私学白書の中に記述いたしておるところでございますが、私学の現状に対して当面何をやるかといふことを答申していただいているほかに、基本的な問題をさらに十分考える必要がある。それに対しては、はっきりとした御見解もまだいただいていないままになつておるわけでございます。基本的な問題といふことになりましたら、日本の教育全体に対する私学のあり方というものを考えていかなければならぬと存じます。これは容易ならぬ大問題であらうかと存じます。

当面の問題といたしましては、私もとしましては、その答申の趣旨を尊重しながら積極的に問題の解決をはかつていく。言いかえれば、私学の助成とかいふ問題について、さらに一その熱意を持ってやつていくといふ以外に道がないかと存じます。それだけで解決もなかなかできる問題ではないといふふうな私にも感じております。

○佐藤(観)委員 やはり文部大臣には、もう少し積極的にこの難関を打開するような意図がないと、自然と天から雨が降ってくるようなくあいはいかな。御承知のように、いままでいろいろアメリカとかイギリスなんかの例もあるので、私学の寄付金の免税をやるとか、いろいろなことをいままでもわれわれも考えておつたのですけれども、もう少しそんなものじゃ間に合はなくなつた。これは少なくとも国の予算を相当与えなければ、へたをやるといへんなことが起きるのじゃないかといふような問題があるわけなんです。この間も中央大学の問題がありまして、あの学長は民社党の佐々木君の兄貴で、私の中学校の先輩なんです。結局学生に押し切られて、月謝を上げない。月謝を上げる必要があるからあつた問題が起きたと思つておる。ところが上げられなくなつて、一体ことしはどうなるかと思つて、これはたいへんなことになると思つておる。だから、これは私、文部大臣だけの責任だと思つておりませんけれども、これは大蔵省の問題でもありますから、あとでいろいろ大蔵省にも聞きまされども、やはりそういうところをどうやって打開するかといふような、そういうことを考えてほしいと思つておる。私は、もう灘尾さんだからこそこういふことを言うのであつて、たしか一時愛知榮一君が一年ばかり文部大臣をやつておりましたけれども、これは大蔵省の出身でありますから、多少そういうふうなことにしても触れておられましたけれども、どうもいまの状態だと、私学は窒息する。そうしたらたいへんなことになる。いま学生は非常にいろいろやつておりますから、これをきつかけに燎原の火のように私学の中からどんどんタケノコのようにいろいろな問題が続出する、

しかし、この融資をされておるために、かえって私学は借金の上に借金をする。それだから借金のための利息の赤字でいま四苦八苦しておるといような状態なんです。これは私は文部大臣の責任であるとは申しません。それは思いせんけれども、解決をする道としては、そういう問題はどうかというようにしてやるか。まだいまは大学の志願者が多いですからどうにかやりくりしておりますけれども、いまの高等学校、もう私立の高等学校の志願者が減ってきて、きのうもテレビでやってあったが、三人くらいしかおらぬ高等学校もあるらしいが、そういうような問題が起きたらどういうことになってくるか。そこで私学振興会のことにについても、やはりこれはいい機関ではあるけれども、その私学振興会の借金で学校を拡張する。しかし学校を拡張するということも、何も私学の人が好きでやったのじゃなくて、やはり国のほうで全部はまかない切れないから、私学で七割ぐらいはやれといつて、二、三年前に学校を増設させたことも、これは事実だと思ふのです。そういう

点で、そういうようなやりくりやりくりで今日の私学のいろいろな問題についての苦しさを増してきていると思うのですが、そういう点は文部大臣は理解しておられますか、どうですか。

○灘尾国務大臣 御指摘になりましたような問題につきましても、文部省としても大いに関心を持っておるわけでありまして、借金をして、そして学校の整備をやってきた。その金利が高いということであれば、金利を下げていくということも考えなければならぬと思います。あるいは高利債があれば低利債の借りかえを心配してあげる、こういうような問題は当然文部省としては考えなければならぬ問題として今日までもやってきておるつもりであります。なかなか御期待どおりにはいかないで御不満があるだろうと思っておりますけれども、十分関心を持っておるつもりであります。

○佐藤(観)委員 それから私学の財源である月謝の問題ですが、これは公立の、たとえば東大の月謝と私学の月謝ではえらい開きが出ています。この問題です。それでこういう問題については、一体どの程度の月謝が——学生をおこらせないで、まあやむを得ないというように考えて基準をつくるということについてお考えになつてはいるのかどうか。私はこれは理想的なことをやれば、やはり米価審議会のように、米価を消費者と生産者との間である点で決定をするということならいいけれども、私学と国立の学校との月謝があまりにも開き過ぎるから、これは私学の学生がおこるのには無理がないと思うのです。こういう点は、一体文部省はどういう基準を考え、どういう方法でこの問題を片づけたらいいかということをお考えになつてはいるのか。これは私は国立と私学同じになれとは言いませんけれども、こういう問題は、同じ社会において、片方は公立の大学に行けば一ものもの、私学に行けば十倍も出すというように、こういうような片手落ちのことがやはり問題になるのじゃないかと思うのですが、そういう点は文部大臣はどういうふうにお考えになつておられますか。

○灘尾国務大臣 一がいには片手落ちというわけのものじゃなからうと私は思いますけれども、しかし現に私学の授業料その他が高いことは明らかでございまして、しかもその開きが多過ぎるというふうなことも明瞭なことではあります。決してそのままでよろしいという問題ではないと思っております。ただ現状は長い間のあれで、私学の収入というものの大きな要素が学生の側からの授業料その他の納付金にまわっている。そういうことでありますので、他に特別な財源がない限りは、苦しいときにはこれを上げていく以外には道がないというのが現実だ、このように思っております。しかし、そのままだに放任しておいて、結局国民の負担が増すことではありますから、よろしいというものはないと思っておりますけれども、どの辺にどうしたらよろしいかというふうな結論はなかなか得にくい問題であります。また私学のほうにおきましても、ただ一つの大学だけの問題として考えないで、やはり私学全体の問題としてどうしようという問題は十分検討してもらいたいものだと思うしております。そういうことにつきまして、文部省と私学側との間にこれらの解決策についての検討が進められなければならない。また、そういう意味で私学側も横の連絡等についても十分やってほしい、こういうように申しておるようなわけでありまして、こうしたらよかるうというふうな解決策までは、まだ持っておりません。

○佐藤(観)委員 村山管理局長にお尋ねするのですが、いままで大蔵省との折衝の中で、私学関係の財投と、それからいろいろな私学に要する予算について折衝されたときに、どういうところはどのくらい削られて、どういうところはどのくらいにされたという例を記憶しておりますが、本年度の予算でどうですか……。私は昨年の十月ごろ、ちょうど天城さんのところに行つておつたときに、東大の総長が来て、月謝の値上げ問題でいろいろ折衝されておりました。そのときは天城さんからも——天城さん大学学術局長をやっておられたときから、また月謝を上げて学生騒動になったのは困るから上げないでほしいという学長の話があるというのを聞いておりましたが、私もそういうこともいろいろ思い合わせて、現在あなたの方のほうで大蔵省と折衝して、自分たちはこれくらいあれしてもらわなければならないのに大蔵省はくれなかったというような例があると思うのですが、そういう点の予算の関係はどういうふうになつておりますか、四十三年度でどうですか。

○村山政府委員 予算の要求査定については、各省と大蔵省とで折衝するわけでありまして、基本的な方針については閣議によりまして予算編成方針として定められて、その枠内で私どもやらなければならぬわけでありまして。たとえば概算要求総額にいたしまして、前年度予算の二五％増の範囲内というふうな枠がございまして。それから査定につきましては、いろいろな原則的な取りきめがなされて、その範囲で、たとえば施設費のごときは、公共事業関係の伸びをどうするということ、あるいは一般原則の範囲内でなされます。そこで概算要求額と査定額の比ということにつきまして、概算要求額と査定額の間には、これは私学の御要望がたいへん熾烈である、その御要望も無理からぬということ、要求の段階では比較的ワカとらわれずには要求さしていただいております。査定につきましては一般原則も働きますので、おそろく要求額に対する査定の歩どまりは全体的には約半分程度だろうと思っております。重要な項目で申し上げますと、たとえば御指摘の私学振興会を通ずる財政投融資査定額は、出資金が十五億とそれから財政投融資が二百五十五億でありまして、これは要求に對しては三分の二程度であります。それから今度新たに新設いたしました経常的教育研究費につきましては、査定額三十億であります。これは要求に對しては約三分の一という結果に相なっております。

○佐藤(観)委員 この文部省の予算のことについて、これは灘尾さんがどういうぐあいに強く要求されたかということについては、大臣折衝でよくわかりませんが、しかし事態の急迫しているという事実をもう少し私は大臣として認識していただきたいと思うのです。灘尾さんが無能とかそういう意味ではなくて、どうも遠慮がちじゃないか。どうも予算のことがわかり過ぎて文部省はあまり取らぬようにしたらいけないかという、そういう点、引つ込み思案のところがあると思うので、非常に残念だと思つております。大体文部省の役人のおとなし過ぎるものだから、きょうは大蔵省の小幡君が来ておるけれども、どうしても大蔵省の人間がいいからみんな取り巻かれちゃうのです。それできょうは主計局長を呼んだんだけれども、来れないので、小幡君に言うんです。御承知のように文部省は第一引つ込み思案であるということが一番悪いんですけれども、それから文部省には反対給付がない、金は取られだけ。たとえば通産省とか農林省というのは、これだけ出すけれども小幡君だけ返ってくるということがあるけれども、小幡君の責任じゃないけれども、どうしても文部省はそういうふうに引つ込み思案になる。そうして実際の教育というものは、いままぐ効果が上がらぬわけじゃないから、結局十年先、二十年先に効果があらがるものだから、どうしてもやり方が消極的になると思つておる。そこへもつてきて大蔵省は渋ちんときておるものだから、ますます予算が取れないということ、私はそういうことをいろいろ痛感しておるのです。

○小幡説明員 私学問題につきましては、これは最近の文教施策のうちで最重要事項の一つであるということは、私も財政当局としまして十分承知しております。四十三年度におきましても、調査会の答申がございましたので、調査会の答申の御趣旨を十分尊重いたしましたので、四十三年度、

非常にきびしい財政事情でございますが、私学関係につきましては予算全体の中で格別の配慮を行ないまして、予算の金額だけでも前年に対しまして五割増という大幅な正を行なったつもりでございます。ただ、私どもの立場といたしましては、やはり財政全体のバランスがござります。また財政資金の効率的な配分、使用ということに常に関心を持っておりまして、こういった補助金はどうすれば効率的に使用されるか、少しでも効果のあるような使い方をさせていただきたい、そういうことを念願いたしております。四十三年度、この新しい予算では三十億でございますが、そういった今後の実態に際しまして、だんだん実績、効果をいろいろ評価、検討しながら、今後でもできるだけ財政事情の範囲内で、この私学振興について努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐藤委員 小幡君は学校はどこを出られたのですか。

○小幡説明員 東大でございます。

○佐藤委員 やはりそういう秀才だからそうなるので、しかしそういう東大を出ているから私学の苦しいところはわからぬ。人間は何とて自分の体験がものをいいますから、そういう点をおそらく考えたことないのじゃないかと思うのです。あなたなんか、大学を出て大蔵省へ入るのは秀才ばかりでなかかったいへんかと思うのですけれども、文部省でも、やはり灘尾さんはじめ、いまだ保田さんだけが進出けれども、あとはほとんど東大ばかり出ていますから、私学がどんなに苦勞しているかわからぬ。あなた方一人について国は六十万とか七十万とか使っているのです。私学についてはたった十萬くらいしかやっておらぬのですから、これはどう考えたって、灘尾さん不公平じゃないと言われるけれども、自分が東大だから不公平じゃない、ほかは不公平だと思っている。それは私学が好きだという人もあります。早稲田が好きだ、慶応が好きだというような人もあるけれども、われわれはできなかったから入

れなかったのですけれども、そういうことで判断すべきではなくて、やはり社会の上に立った者は、当然政府としては、学校は、できてもできないにしても、入りたい者には、いまは自由の時代です。それから、そういうことについての大きな気持ちを持たなくては、私は教育はできないと思うのです。ところが大蔵省自体は、一体この私学なんというものをとんで相手にしない。私はずっと文教委員長もやっておたし、ずいぶん言ってきたから、幾分かよくなったけれども、文部省自体も、私学局というのはないので、私学に対して課よりない。それが日本の教育の七割五分の学生を背負っているのです。これはそういう矛盾を突けば一映じゅうやっただけで尽きないけれども、私はそういうことを言うのではなくて、常識的なことであっていいから、もう少しそういう問題について突っ込んだあれをしなれば——学生運動、いろいろあれが有ります。きのうも、阿部総長がやめられて、そのことでいろいろ慰勞会をやった。ほかにもかつては学生運動をやっておったから知っておるのですけれども、今日のうちに手のつけられないというところになったのは、これはやはり文部省にも責任があると思う。東大の卒業式ができず、医学部の学生がヘルメットをかぶってわっしょわっしょやるといふことは、これはおそろしく想像ができないのではないかと、これはそういう事態になってきているということ、これはいまの学生が悪いというのじゃなくて、政治家は、なぜそういうことをやるのかというのを考えるだけの余裕がなければ、私は日本の教育はできないと思うのです。だから、こういう点でわれわれが考えなければならぬことは、こういう社会に不公平がある中で、一番教育の不公平が日本にある。それは私学と官学の問題だということがわれわれわかってきた。

もう一つ、小幡君ばかりに言ってもいいやないけれども、ほんとうは主計局長あたりに言いたいのですが、水田君は三年ばかり前に城西大学という学校をつくった。それで理学部、工学部をつ

くって、初めて私学のえらいことがわかったという事です。彼ははい借金に四苦八苦しているのですが、そういうことになる、なるほどたいへんだということがわかるのだけれども、やはり大学を出てすらすらときたような人はそういうことはわからない。あなた方が文部省の予算に対して理解のないぐらいいいことはわかっておるけれども、私学に対して一体どれくらいあなた方がそういうようなあれを持っているかというところについては、私は自分でこういうふうに私学のことを考えましたという何か例があったら、ひとつここで言ってください。私は一べんあなたに聞いてみます。

○小幡説明員 大蔵省としましては、実は昨年答申が出ました。あの調査会が、過去二年間十分慎重に審議をされたわけでございますが、その際に、二年間ずっと側面からおつき合いました。私学の実態につきましましては、いろいろ調査もして、また委員の方と御一緒に現場に参りましていろいろ実態を調べて、私学の現状につきましましてはかなり知っているつもりでございますが、何ぶん学校の運営がいろいろ態様がござります、また経営方針も非常に区々でございます。これを一律に補助するということは、一挙にはなかなかできないのではないかと。そういう意味で、今後文部省ともよく相談いたしまして、ある程度型に

よって分けて、それぞれの実態に応じた適切な手を打つほうがいいのではないかと。一律に給付的な補助するということ、金を多く使うわりにどうも効果がないのではないかと。また、そういう補助金のほかに、私学はやはり民間の寄付といったものも相当仰いでやるべきであるのですから、そういう減税、こういうことで少しでも寄付が集まりやすくなる。また、特に私学振興会からの融資の関係、そういう融資の面でもいろいろ改善すべきではないか。何といまして、いま私学で一番困っておりますのは実は資金であります。土地建物、施設の拡充とか、債務償還費とか、こういった問題でございますから、こういっ

たことに對してまず手を打つのが先決ではないか、こういうふうに考えております。いろいろ申し上げましたが、ともかく大蔵省としましては、決して私学に対して冷淡であるわけではございませんので、今後とも、財政の範囲もござりますが、できるだけ努力はしたい、こういうふうに考えております。

○佐藤委員 それは小幡君は役柄上しようがないけれども、大体どうやって文部省の予算を切るかという、切ることばかりしか考えてないのだよ。そういう寄付のあることなんか心配してもらわなくとも、ちゃんとこつちはもらいにいくからいいけれども、あなた自身がそういうことを考えているから……。大体寄付金があるからといって、税金取られるのです。その税金も、アメリカあたりはただになっていきますけれども、日本では寄付金に税金がかかる。そういう仕組みになっている。あなた、どうせそのうちにまた主税局あたりに回るのだから、わかるのだらうけれども、そういうふうになつて、がんじがらめになっているのです。そこへもっていつて文部省の予算はあなたのほうで削るでしょう。だからますます文部省のほうはしみつたれて、私学のほうへも、思ひも及ばぬようなわずかの金しか出さぬということになる。ことしだい骨折つてもらったらしいのだが、何か三十億ぐらいいの金が回ってきた。しかし、三十億といつたって大学は二百六十五あるのです。幾らになるか、勘定してもらえればわかるのです。それはいろいろのことをいわれまますけれども、私学に戦争前には援助がなかったなかつたといわれておりますけれども、戦争前でも、三十一校しかなかったのです。その時分に二十五万円ぐらいいの補助金を出しておる。その当時の金でいうと、いまとは比較にならないぐらいいのウエートが大きい。そこで、これは大臣が言われたように、私学にはいろいろの伝統もあるし、学校そのものに存在のいろいろな意義があるので、これは特別なあれがあるので、すけれども、しかし何といつても、いまは学生が二万人もおるようなマスプロ

大学がたくさん出てきて、昔のようにはやれないような状態になってきておる。そこで私らのときもそうだったのですけれども、現在の大学の中では、いま取容しておる学生が全部出席したらいへんなことになるだろうと思う。出席しないだろうと思つて学校はやっているわけです。おそらく三分の一ぐらいいか余裕がないと思うのです。そういう現状にいま日本の私学というものはなっていると思ふのです。それだから、ひまだからいろいろなことをやっておる。学校がきちとやれないところには私は悩みがあると思ふのです。しかし、これは一たび打ち捨てておけばたいへんなことになるといふくらいなことは、これは難尾さん頭がいいから知っておられると思うのですけれども、おそらくこのままにして捨てておいたらいへんなことになる。いよいよになれば学生が悪いということになる。それじゃ世の中は進んでいかない。やはりどこに欠陥があるかということを見ずから政治をやる者は考えなければいかぬと思うのですが、文部大臣はそういう点はどのようにお考えになつておられますか。

○難尾国務大臣 現在の学生の問題は、ほんとうに心配しなければならぬ重大な問題だと考えます。また、学生のそのような状態に對しまして、いろいろの原因が作用しておると思うのであります。その中にやはり各学園そのものの状態が關係を持つというところは否定することはできぬと思ひます。したがつて、やはりいろいろな原因というものについて考えなければならぬと思ふけれども、学生の勉学の場であるところの大学そのものの改善ということについて関心を払ふことは当然のことと思ひます。その意味におきましては、私も佐藤さんと同じような心配をいたしておるわけでありまふ。せいぜい氣をつけてまいりたいと思つております。

○佐藤(觀)委員 それからもう一つ、これは管理局長の権限であるかどうか知りませんが、高等学校の学生がだんだん減つてくると思ふので

す。そうすると、経営が成り立たぬ学校がたくさん出てきて、借金して運営せねばならぬ学校が出てくるように思ふのですが、そういう心配は、どういう方法でこれを救つていけるのか。これは私は文部省には一部の責任があると思ふのです。そういう点でどういふようにお考えになつておられますか。これは大臣でも村山局長でもけっこうですから、ひとつ……。

○村山政府委員 私学助成の基本方針として示されました臨時私立学校振興方策調査会の答申におきまして、政府が直接助成をやる重点はやはり高等教育機関、大学、短期大学等でありまして、高等学校以下の学校については、たとえば高等学校等については、現在も都道府県がそれぞれ助成されておるわけでありまして、それを伸ばし、政府も必要に応じて、たとえば都道府県の助成に對する交付税の措置であるとか、そういう政府としてできる措置を強化しようというのをいつておる。文部省としてもその線に沿つて、主として自治省に對して高等学校以下の私学助成について要請をし、若干ずつ改善を見ておりますが、まだまだ十分でない。特に東京などにおいて入学者が急激に減少する学校については、単に助成だけでは問題が解決しないのではなからうかというぐあひに思つております。しからばどうするか、これは直接文部省レベルで何か対策を講ずるということまでは現在至つておりませんことを、残念でございましてが申し上げざるを得ない次第でござい

ます。

○佐藤(觀)委員 それから文部大臣にもう一つ文句を言うのですが、大体、いよいよになると、何とか審議會をいざば隠れみのにして責任のがれするようないふがある。これは文部省だけではないのです。大蔵省でもどこでもそういうのがあつて、戦後日本の政治の中で一番大きなひずみになつてゐるのは、何々審議會、何々審議會といふものがたくさんあつて、それが隠れみのになつて実行に間に合ふ。非常に急激にどんどん急達してくるような社会情勢に適合しないように思ふので

です。文部省が特にそういうものが多いのですが、少しそういうものをなくしたらどうでしょう。か。そういう点は何をお考えになつておられますか。

○難尾国務大臣 私は、よそのことはよく存じませんが、文部省の關係におきましては、いま佐藤さんのおっしゃつたような、ただ隠れみのだとかなんだとかいふような作用をしておる審議會はまずないのじやなからうかと思ひます。と申しますのは、文部省の仕事はやはり専門家の協力を得なければならぬことが——ことばかりと申してもよろしいので、文部省の事務的なスタッフだけでなかなか解決のつかない問題が非常に多いと思ひます。したがつて、文部省關係の各種審議會というものは、私は非常に勉強していただいておる審議會だと存じております。問題はむしろ、その辺で十分調査をしていただいたものを、十分にこれを實現するという点においてわれわれが考えなければならぬところが多々あるように思ふのであります。いかげんな審議會で、ただその隠れみののものとぬくぬくとやつてゐるといふふうな氣持ちはさらさらございせんし、むしろ非常に勉強していただいております審議會が多い、私はこのういふふうに見ておるわけでありまふ。

○佐藤(觀)委員 そこで、私学關係のことはますます問題が大きくなるのですが、いま行政改革で一局減らせといふことをいつておりますけれども、ひとつ難尾さん、あなたの時代に私学局というういふものを置いて、もつと具体的に前進をするというういふ御意図はありまふせんか。

○難尾国務大臣 私学の問題と文部省の機構の問題といふことでございまして、私はいま一番問題とすべきことは、それは文部省からいへば、私学關係の機構をよくする、私学關係の助成をする、これは、決して反対でもなければ何でもございせんけれども、現在の機構といふものをその点だけでいじるわけにもまいりかねておる状況もございまして、むしろ問題は、私学をどうするかという問題について、われわれがなるべく早く結論を得

ることじやないかと思ふ。その結論を實現するために必要な組織、機構といふういふことも考えなければならぬと思ひますが、その結論を得るためには、単に文部省の事務機構だけでは結論の出る問題ではございせん。やはり外部の權威のある方々の御協力を得て、そうしてまた私学關係者等とも十分な連絡をとりつつ回答を出し、その回答を實施するために必要があれば、私学關係の行政機構も大いに拡充してよろしい、かういふ考え方をいたしております。

○佐藤(觀)委員 もう一つ、これは非常に幅のあることで、常識的なことであつて、これはかういふういふ委員会であつていかどうかはわかりませんが、一般のあれに向かない面もあり、またそういう点で非常に不幸な面になつてゐるのじやないかと思ふのです。昔の局長の人は高等学校の校長になつたり、大学の校長になつたりした人がありますが、柴沼さん以後は、ほとんどそういう文部省の局長級の人がほかの分野に行つて働いてない。そこで、いろいろの規則もあるのですが、いま文部省の局長以下次官をやつて行かれた先は非常に範圍が狭いと思ふのです。たとえば近代美術館とか、あるいは給食会だとか、文部省のせつ々く優秀な人がおつても、やめればほとんど行くところがないような現状だと思ふのです。これは大蔵省などに比べると、大蔵省の役人あたりは——いいか悪いかは別です、自分の局におつたときよりも月給も高いし、非常に優遇されておる。文部省の人は劣る。だから大学を出た人は文部省に行かないのです。私も注意する、文部省に行つてもえらくなれぬ、あかんと。これは一つの社会的な通念だと思ふのです。しかも育英会なんか森戸さんが横取りしてしまつて、あんなものはやる必要はない。文部省が悪いと思ふ。あれは文部省の役人なら同情すべき点があると思ふのだけれども、そんな古い連中が育英会なんかやる必要はない。それからもう一つは、同じ役を、たとえば高橋

さんは日本芸術院とかああいものを、九十近くになって一人でやっておられる。私は高橋さんをよく知っておりますけれども、一人では何もできぬ人が幾つもある。映倫の委員長もやっておられる。それで、文部省のただでさえないような役を一人で独占するような人がおられる。こういうふうないろいろな弊害が起る。

これは、灘尾さんは長くおられて、内務官僚のベテランだからよく御存じだと思ふのですが、そういうことも考えてやらなければ、文部省の人事の交流もできないし、社会的にもしぼんでいくと私は思ふのです。これは私学関係とはよいこととだけども、私学の関係の人でも、文部省のあの人はいい人だからこつちへ抜こうなんという人は一人もおらん。それは理解がないから無慈悲なことをやっていると申すのです。私は、これはよいことに入つたのだけれども、やはり文部省の人事の交流の問題についても、大臣として考えるべきじゃないかと思ふのです。

そこで、私学白書を見ても、これはやっぱりなものであるかもしれぬけれども、いまの激流の中に私学の問題を解決するには、これでは実は非常のろまなものであると思ふのです。もつとひとつ注意をして——同僚議員の質問がありますから、もう言いませんけれども、私は思ひつきにいろいろなことを言つたわけですが、この際に特に灘尾文部大臣にお願いしたいのは、あなたはベテランの大臣でもあるし、いろいろなことを考えずに、まず私学のほうに道を開いていただきたい、こう思ふのですが、一体どうですか。

灘尾文部大臣 たいへん御鞭撻をいただき、また、文部省の職員に対して非常に同情のあるおこぼれをいただきました、ありがたいことと思つておりますが、私も、この私学の問題がきわめて重要な問題であるということについては、及ばずながら認識もいたしておるつもりでございます。せつかくの御鞭撻のもとにさらに努力させていただきます。

佐藤(親)委員 もう一点、小幡君にお願いする

のですが、きょうは主計局長が来るといつて来ないのだけれども、あなたは秀才らしいけれども、文部省の担当だったら、少なくとも私学の苦しい現状を見て、来年度の予算のときには十分現状を見てひとつ善処していただきたい。と同時に、村上君は次官にかかわるらしいけれども、だれが主計局長になるか知りませんが、そういう言つてがあるということも——また大蔵委員会でやりまされども、そういう点をひとつあなたのほうから十分伝達していただきたい。

これで私は終わります。

○高見委員長

この際、おはかりいたします。

私立学校振興に関する問題について、本日私立学校振興会理事長岡田孝平君を参考人としてその意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長

御異議なしと認め、さよう決しました。

○高見委員長

参考人には、御多用のところ御出席をいただきましてたいへんありがたうございます。

なお、参考人の御意見は、委員からの質疑に対するお答えで述べただくよういたしたいと存じますので、さよう御了承を願います。

○唐橋委員

ただいま佐藤委員のほうから私学振興に対していろいろ意見ございましたが、私も私学振興を心から希望する立場に立ちながら質問をしたいと存じます。したがって、新聞その他の報道でいろいろと議論をかわしております今回の日大の事件に対して、いま申しましたように私学の充実を念願する人々、私学に学ぶ学生、父兄は、この事件等を明らかにし、その生じた根源の中で他の大学に対しても他山の石として自覚を促し自

粛することはもちろん、もしもこれに似た原因があるとすれば、この際それらを明らかにして、私立大学一般の内容を充実していただく、そしてほんとうに振興していただきたい、こういう念願を持つておるのは私だけでもないと思うわけでございます。したがって、そのような立場に立ちながら、お忙しいところを参考人として急に御出席いただきまして誠にありがとうございます。申しわけなく感謝の意を厚く表す次第でございます。したがって、参考人の方には、私の質問が終わりますならば、お忙しいときでございませうから、他の委員の方々の質問がないとするならばお帰りになってけっこうでございますが、二、三の質問だけを申し上げさせていただきます。

第一点は、私学振興の中心的な役割りを果たしており、いま論議されましたように非常に困難な事業に対して日夜努力されておるといふことに對する深い敬意を表します。したがって、お伺いすることは、日本大学に四十一年、二年と——四十三年度はまだきまらなと思うのでございませうが、助成金あるいは融資、そういうものがどれだけいっておられるのか、この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

岡田参考人 日本大学には、いまお尋ねありました四十一年、二年に、これはすべて融資でございまして補助金ではございませんが、融資額といまして四十一年には五億五千七百万円、四十二年には約九億五千万円、これだけ融資をいたしております。

なお、この融資と申しますのは、これは土地及び建物の整備充実を要する事業に対して融資をいたしております。

唐橋委員 助成関係のほうは文部省からで、振興会を通じてはいいっていないのですか。文部省から直接いっているわけですか。

村山政府委員 文部省では、私立大学に對しまして研究設備の補助金、それから理科教育設備の補助金をいたしておりますが、これは振興会を通

ぜずに直接文部省から大学のほうに交付いたしております。

唐橋委員 その金額は、日大の場合幾らくらいですか。

村山政府委員 四十二年の場合約四億と承知しております。

唐橋委員 その場合、参考人の方にお伺いするわけですが、振興会が融資をされるという場合に、それはやはり計画なり何なりが出て融資されるわけですが、ことばは非常に語弊があると思うのですが、正当にその融資が使われているのかどうかという結果まで調査をしていくというふうな方針をとっておられるのですか。それとも融資されただけで、その使途等については一切自主的なものとしておかれるのですか。その点についてお伺いします。

岡田参考人 融資いたします場合には、まず、融資対象となります事業が適正なもので、かつ必要な事業であるということが認定されまして、一定の計算方式によりまして融資額をはき出しまして、融資をいたすわけでございます。その融資の際に、事業に着手しているということを書真等で確かめまして、またこちらから融資いたします額に相当する金額が支払い済みであるかどうか、支払い済みならば領収証をとる。あるいはまた現に支払う段階になっておる、請求書等が来ているというふうな状態まで確認いたしまして、融資をいたします。さうにいたしまして融資された対象となる事業が完了した場合には、その完了報告書の提出を求めます。そうしてその完了報告書には建築関係の建築完了検査済み証あるいはまた建物でありますれば建築業者から学校に引渡しというものがございしますが、そういうものの写しを提出させる。また、その事業が完全に終わった、その支払いも済みましたが、もし未済額があるならば、幾ら未済があるかというふうなことで記載させまして、さうな報告書をとつて

○唐橋委員 書面審査だけであって、現地調査、審査というものはやっておいてならないのですか。

○岡田参考人 単に書類検査だけではまだ十分でないと考えておりますので、随時学校に出かけてまいりまして、融資の対象となった事業が目的どおり完了しているかどうか、なおまた支払い状況は適正であるかどうかというのを、証拠書類等まで拝見いたしまして調査いたしております。

○唐橋委員 日大の場合は現地調査、行なわれたでしょうか。

○岡田参考人 日大の場合は四十一年度、一昨年に調査いたしました。この場合は、私どもの関係の職員と、同時に会計検査院の係官も同行いたしました。共同で調査いたしました。

○唐橋委員 行ったり来たりして申しわけないのですが、文部省が助成をした場合、その監査というのはどういうふうなされておりますか。

○村山政府委員 現実に入りましたものにつきまして、必要に応じて確認をいたします。会計検査もこれまた随時行なわれることになっております。

○唐橋委員 日大の場合、四十一年、四十二年、行なわれましたか。

○村山政府委員 四十一年、二年はやっておりません。

○唐橋委員 時間がありませんので、参考人の方への御質問はこれでいいのですが、他の委員の方がなければこれでけっこうです。

○高見委員 参考人には御出席をいただきました。ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

○唐橋委員 文部省に対して伺いたします。が、私学全体の経営の中において一番問題になりますのは、いわば理事者側とでも申しませうか、経営陣と、先生方の教授陣とでも申しませうか、そういう二つのたてまえの上に学校が立っている。そういう場合に、ざっくりばらんに申しますと、教授陣が非常に弱くて、経営陣、理事者

が、教授の人事権まで介入していく、こういうことになった場合に、教育上における基本的な問題に非常に触れてくると思うのでございますが、こういう場合は、文部省としては、私学に対する指導方針という中でどのように考えられておられるか、基本的な問題として大臣にまずお伺いしたいわけでございます。

○村山政府委員 法律関係をまず御説明申し上げます。現在私立大学の運営につきましては、私立学校法で学校法人の組織を定めて、その学校法人が設置者として設置する大学ないしその他の学校の運営に責任を持つことになっております。なお、学校教育法で、大学には教授会を置いて、大学に関する重要事項を審議することになっております。学校教育法の教授会と私立学校法の学校法人とをどう法的な仕組みはございせん。そこで実際問題として、各学校法人、大学において解決されておるわけでありまして、仕組みの上で申しますと、学校法人の役員、理事の組織の中には、その設置する大学の学長あるいは学校の校長などは必ず入れることになっております。その他必要に応じて学部長あるいは教職員の代表などを入れている場合もございせん。そこで理事會、つまり学校法人の意思決定において、一般に私立学校では教員側といつておりますが、教員側の意向も反映し伝達される仕組みになっております。なお、さらに学校法人の役員と設置する大学の学部長あるいは教授とをもち、たとえば教員審議會というふうな組織を構成して、両者の意思疎通をはかるというふうな仕組みを持っております。そこで私立大学は、法人と大学は本来同一の目標に向かって一致協力すべきものでありますから、運営が円滑になされるというたてまえになっておりました。個々の学校の運営について文部省がこれこれ言ふことは、一般的な指導助言機能としてはあるわけでありませうけれども、特に個々の問題について口出しをするというふうなことは、なるべくやらないたてまえになっておりますし、またそのように運営がなされております。

○唐橋委員 いまのようなたてまえの中で、どの学校であらうとも一応規則というものはあるでしょう。教員の進退は教授会の議を経て学長がきめる、こういうような趣旨の内規はどの学校のにもあるだろうと思ひます。しかしその場合、教授会できめた、そして学長が一応それをして、こういうのに、理事者側ではつきりとそれはいかぬ、こういうことで自由に理事者側が動かしておるといふような事例は、文部省としてはいままであったでしょうか、それともまた、そういう事例は聞いていない、あるいはうわさ程度にはあるのか、こういうようなことは全体としてどうしても生じやすい弊害だと思ひます。そういう点に対しては、現実は文部省はどのようにとらえられておりますか。

○村山政府委員 教授の人事に関する何と申しまゝ、教授会と理事者側との意思の不一致ということとは、文部省としてはいままで報告を受けたこととございせん。また少なくとも最近数年間の事例として把握をいたしております。

○唐橋委員 文部省がそういう教授人事まで口を出すというものは、おそろしくはならないし、すべきものでもない、こう思ひますので、ただいまのような答弁になると思ひますが、実際に講座を持たないで教授というふうな資格で文部省には届けを出してある、こういうふうな場合がある。こういうようなことであるならば、そういう点についてその内容に介入しなくとも、組織上の点検です。その内容は、そういうような点検的なものは、組織的なものは、文部省としては、これは届け出を受けただけであつて、実際はいまのような精神の中でやらない、こういうことで点検的なものは実際やらないのですか。

○村山政府委員 私立大学の教員組織の把握が一番正確になされるのは設置認可の時点でございます。して、大学を設置しようとする場合には設置認可の申請書を出します。その申請書の中で教員組織というのはいま重要な要素になりますので、この段階では当該大学にいかなる教員組織が置かれ、

いかなる人が任用されるかということが正確に把握されるわけでありませう。これはしかも大学設置審議會によつて教員として適格であるかどうかの審査がなされて、それが確認されて当該私立大学の教員組織として確立したわけであります。確立され、認可されて直後の私立大学の教員組織につきましても、特にその変化を報告を義務づける規定はございせんけれども、文部省としましては、これは大学事務局の所掌でございませうけれども、毎年教員調査をやりまして、職名、氏名、簡単な略歴等のリストを出していただいで、それを整理いたしております。これは任意調査で、大学から出していただいたものによつて大学の教員組織の現状を把握しておるといふことでございませう。

○唐橋委員 わかりました。そのような形で教授陣容の把握をしておるといふことは了解いたします。

それでは次の質問に移りまして、各大学には必須の科目なり教科がございませう。それは大学関係の御承知のような法令で示されておりますが、その示されている以外に、私立の場合にはどのくらいの範囲で必須科目はとり得るのですか。

○村山政府委員 大学を卒業するための要件として、大学設置基準に一般教育、専門教育、普通教育を通じて百二十四単位を履修すべきことが定められておりますが、そのためにどういふ教科目を配列するかといいことは、大学基準に示された基礎的な教科目を基礎として、それに加える部分は大学の自由でございませう。一般に百二十四単位を履修するに必要な最小限の科目の、たとえば二倍とかあるいは場合によつては三倍とかいう講座、教科目を用意するのが普通でございませう。

○唐橋委員 いわゆる選択科目でなくて必須科目として、その学校がゴルフを必須科目にする、あるいは空手を必須科目にする、こういうことに対しては、文部省はその学校の任意にまかせておるといふことですか。

○村山政府委員 いまゴルフ、空手の例がまし

たので、おそらく体育に関する科目ということに
承知いたしますが、大学設置基準で、大学を卒業
するまでに体育四単位の必修を規定いたしてお
ります。体育四単位は必ずとらなければならぬわ
けであります。その体育を今度はどういう具
体的な科目でとるかについては必ずしも規定がござ
いせんので、いかなる科目をやらせるのが体育の
履修上適当であるかという判断のもとに大学がき
めるわけであります。一般に体操とか陸上、水上
あるいは球技、そういうものをやるのが普通であ
りますが、空手などは格技というような名前であ
る一つにはなっておるようであります。ゴルフに
ついてはなっておるようではないかと思ひます。

○村山政府委員 必修科目とすれば大体単位がつ
いてるのが普通だと思ひます。しかし、それを
やっておくというところは、少なくともそういう
明文はございません。

○唐橋委員 明文がなければその学校独自で必修
科目を置いていいんですね。単位がなしにです
よ。

○村山政府委員 少なくとも一般的、常識的では
ないと思ひます。

○唐橋委員 いまそういう学校がございます。そ
ういう点について、それならばこれは適当でない
というように場合に、文部省としてはどういう行
政指導ができるでしょうか。あるいはゴルフを単
位なしで必須だ、卓球を単位なしで必須だ、柔道
も単位なしで必須だ。実技として選んで単位を与
えるならばいいですが、単位なしでそういうもの
を必須にしていく、こういうようなことがあった

とすれば、文部省としてはどういう指導をします
か。

○村山政府委員 文部省は一般的に指導助言の権
能が与えられておるわけでありまして、これは概
して求めに応じてやる。それから求められなくて
も、放置することがきわめて不適当と考えられる
場合に発動するというところでやっております。

で、このことはおそらく所管は大学学術局になる
のではないかと思ひますが、そういう事例は初め
て拝聴いたしますので、放置しておくことが不適
当であるかどうかの判断につきましては、私一存
ではお答えいたしかねます。

○唐橋委員 それでは大臣に聞かなければなりま
せんが、現実そういうことがどこから必須とし
て単位なしで行なわれておるといふのが出てきて
おります。そういう場合に直ちに実態調査をし
て、いま局長が言われたような指導をしなければ
ならないと思ひますが、どうですか。

○瀧尾国務大臣 いま初めて何う話でございま
すが、先ほど管理局長が答えましたように、何か常
識的でないような気持ちもいたしております。ど
この大学のことが存じませんが、さような事実が
あればこれをよく調べてみたいと思ひます。

○唐橋委員 それでは国税庁に対して、国税庁か
らは法人税課長が見えてますね。日大問題でずい
ぶんと国税庁の名前があつちこち出てくるわけ
ですが、現在までの調査の経過の概略を第一に聞
きたいと思ひます。

○井辻説明員 本年二月八日から源泉の監査
をいたしております。現在まだ引き続き調査中
でございます。なお、二月八日の第一次の段階で
おきましては本部はじめ七カ所、第二次の段階で
三月二十二日に五カ所というふうな着手の状況に
なっております。

○唐橋委員 その場合、雑誌等に出ていた問題で
すから、明確に疑惑を解いていただきたいたいの
です。川村直税部長談として、二重帳簿があつた、
こういうように記事が出ています。二重の帳
簿はありましたか、二重、三重の帳簿が。

○井辻説明員 私どもといたしましては、一般的
に現在調査中でもございまして、個別事案でもご
ざいますので、新聞発表というふうなことはいた
しておりません。ただ、新聞社のほうでいろいろ
取材をされておりました、当方のほうへも話を聞
きにいろいろ来られる場合がございます。それで
二重帳簿云々のことにつきましては、そういう表
現でお答えいたしましたかどうか、はっきりいま
承知しておりませんけれども、二重と申します
か、当然給与として所得税の源泉徴収をすべきも
のについて課税漏れになっているものがあるとい
うことが出ております。そういうことでございま
す。

○唐橋委員 では、なお具体的に聞きますが、そ
の前に日大の先生の裏口入学問題ですか、はなは
だ古いところで申しわけないのですが、そういう
問題が世間をにぎわした、事実内容は別として。
そういうような点も世間としては非常にいろいろ
疑惑の種になっていると思ひます。少なくとも
私立学校では、補欠入学の場合はやはり入学金を
取つていきたいと思います。これは正式に大学時報
その他新聞にも出ております。それ自体のいい悪
いは別として、この入学金の受け入れ簿はありま
したか。

○井辻説明員 先ほども申し上げましたように、
現在調査中の事案でもございまして、個別の問
題、具体的な問題につきましてはお答えいたしか
ねるのでございますが、ただいま御指摘のような
帳簿を含めまして、普通の源泉監査の場合には、
一応支払い台帳だけでは十分わからない場合が多
うございますので、収入支出両方を監査するとい
うのが通例でございまして。

○唐橋委員 調査中とはいはながら、私はこうい
うのを見ています。これはやはり正式に新聞に
出ていますから。これは新聞といつても日
本大学教職員組合報というのに出ていたのです
が、その中には、私も予算等を見まして非常
にふしぎに思うのは、本部の予算、これは正式に
法人ですから、どこへでも出さなければならぬ

わけですね。その中で、たとえばいま申し上げま
した収入金はどの項目に入るのだろうか、それか
らまた、いま源泉徴収関係で言われましたけれど
も、役員報酬の支給項目はどの項目へ入るのだろ
うか、こう思ひます。職員給の中で一般職員
給、特殊資格職員給、労務職員給となっているの
です。そして役員報酬の名もないのです。役員報
酬がないのです。ですから私は、いま課長が調
査中調査中と言ふが、何も具体的事項をどうのこ
うのとこで言つていっているのではないのです。具
体的事項は調査中、それは了解できます。しか
し、一般論として――それならば整理してお聞
きたいと思いますが、一つは、入学金の場合に、い
まのような補欠入学のために収入があつた、こうい
う項目はどの項目に入っているのですか。そのく
らいは一般論としてあなたたちが監査する場合に
当然答えられると思ひます。どうでしょう。

○井辻説明員 学校法人につきましては法人税が
課税になりませんので、一般的には税務当局に決
算内容の提出というものはございせん。先ほど
申し上げました監査と申しますのは、源泉所得税
の関係で、その関係の帳簿を必要ときに監査に
行つて見せていただく、こういうシステムになつ
てございます。したがって、ただいま一般論
としてもどうかというお話でございまして、けれど
も、各学校により各学部によりましていろいろの
経理なり収入項目の立て方があるだろうと思つて
おりますが、全般的にはそういう源泉監査という
ことでは全部の収入支出の決算書をとつておるわ
けではございせんので、具体的には当方といた
しましてはちょっと判断いたしかねる次第であり
ます。

○唐橋委員 あなたたち税金監査に行つた場合
に、その個人個人の所得はやはり監査しますね。
その所得の監査は、週刊誌等にも出ていますが、
相当高額な所得をあなたたちのほうはつかんでい
る、こういうことはもう明らかに報道されていま
す。一人ずつの名前は申し上げませんが、それら
ね。そういう項目が、それならばこの事業予算の

中のどの項目から出ているのかわからないのですか。私それを聞いているのです。年間千八百万の所得がありました、そうしたときにこの法人予算の中のどの職員給の中から出てきているのか。私は、普通の法人ならば役員報酬というものがあっていいと思います。役員報酬が本部予算に出てないのでしょ。そういうときにあなたたちが、この項目の中から当然出ているか出ていないか、いや、この学校は役員報酬とはしないで一般職員給の中に入っているのです、そしてその中に見えていて千八百万の個人所得が出てきたのです、こういうのならば了解できるのですよ。しかし、普通の法人からいえば、必ず一般職員給と役員報酬というものは項目を別にすべきだ、私はこう考えるのですが、そういう点について、あなたたち調査したときにどう思うかというのです。

○井辻説明員　現在調査中でございますので、具体的内容につきましては詳細には申し上げかねるのでございますが、各学部及び本部によりまして費目がいろいろございまして、数十項目ございます。

○唐橋委員　私はここで日大がどうのこうのという、そういう趣旨じゃないのですよ。ですから、そういう判定に苦しむような手当を、やはり国税庁としては整理しながら、課税対象になるものはすべし、ならないものはならないんだという明白な一つの線をこういう場合に引くべきだ、こういうことであるので、やはりそういういろいろな手当の項目が出たならば、私たちだって、それは課税対象の、国会で議論すべき項目ですよ。いまそれだけの項目があるならば、ひとつこれはあとで資料として出してください。私たちもやはり課税

○井辻説明員 一般論といたしまして、源泉徴収の対象になります給与等の所得につきましては、いろいろな費目から出ておる場合がございます。会社あるいは学校等で役員報酬と一般の職員の俸

対象であるかどうか審議しなければならない問題でもあり、あなたたち自体もまた事務的に審議しなければならない問題にもなると思うのです。出していただけますか。

給とを分けて出しておる場合が多うございますが、学校により、あるいは学部によりましては、支出項目が、同じ給与の実態を持っておりまして

○井辻説明員 実質的に給与と認められますようなものの項目につきまして調査いたしました上、御提出いただいたと思います。

も、研究費、調査費あるいは補助費とか厚生費とか、その他何とか手当というふうないろいろな科目がございますので、それらの科目を一応全部調

○唐橋委員　それではそういういろいろな項目を整理して、そしていま申しましたように、対象になるもの、ならないもの、こういうような指導は

べまして、総合して一定の個人に幾ら払われているか、それによりまして課税漏れがあるかないかという調査をいたすことになっておりますので、

国税庁としては当然出すべきであり、またわれわれにもそういう点を参考資料として出していただければ、やはり税外か税内かという議論をする材料

ただいまお尋ねの役員報酬を計上していない場合
におきましても、他の費目で実質的に役員に渡っ
ております手当と認められるものがありました

ともなうと思いますから、出していただきたいと思うのです。その手当てだけでいい、あなたたちがつかかんでいるように、あの役員報酬という額が

ら、もちろん調査いたしましたして課税すべきは課税する、こういうことでございます。

○唐橋委員　手当の問題をあなた出しましたが、

出てきているのか、やはり役員報酬は基礎的な給料というものが基本になっていると思うのですが、その役員関係の昭和四十一年度の所得金額

そうすると、いま当面日大の問題としてあなたたちが調査中ですか、判定中ですか、源泉課税対象であるかないかという疑問の中にあるといわれる

は、ここでは私が申し上げなくてもあなたたちつかんでおりますから、そういう総額というものは、いまのようなあちこちから集めたものだ

手当は何種類くらいありますか。

けでなっているのですか、ああいう大きな金額

は。

○井辻説明員 もちろんもことになる報酬と申しますか、給与というものがございまして、そのほかに手当というふうなものがあるわけでございします。役員につきまして主となる給与がどういう名目で出ておりますかにつきましては、私、現在ちよつと手持ちの資料、そこら辺までこまかい資料を持っておりませんので、現在お答えいたしかねます。

○唐橋委員 ここで繰り返すようですが、私がこの場で取り上げる趣旨もおわかり願えると思うのですよ。だから個々の点についていい悪いの、どうのこうのということを言いたくないけれども、少なくともこれだけのいろいろな世論の中に出てくるときには、調査中ですからこうでございしますとか、それはわかりますよ、そういうことは。しかし、二月の八日から始まっているのでしよう。あれは普通ならば一つの事業体である。この場合は学校ですね、それは大きな学校でございしますよ。それは現在まであなたたちが、やはりこういう点が不明である、こういう点が疑問なんだ、そういうことを明らかにしたいがために私はここで議論しているのですよ。そのことがやはりこのような疑惑を解いて、そして教育に関心を持つ父兄に、あるいは現在学んでいる学生に明るい希望が出てくると思うのですよ。何か糊塗していっただけでは、かえってそういう疑惑が大きくなる。こういうことなんで、あなたは課長さんで、局長のほうから何か聞いているとか、あまり言ってくれるな、詳しく言わぬようにしていいというような任務を受けてきているような気がしてならないのですよ。もしそうだとするならば、私はやはり局長以上に出来たらって、そして正式な見解を聞かないうちはどうも明確でないですよ。調査中ですからではだめなんです。調査中ならば——二月八日からわかっているのですよ。こういう点についてはまだ判断できません、こういう点については不明なんです、こういう点についてはどうなんです、少なくともあなたたちだって全部いろいろ

新聞や週刊誌見ているでしょう。見ていませんか——見ているならば、こういう国会の中においてそういう点を明らかにしていくことがやはり国会の任務であり、あなたたちの任務じゃないですか。そういう意味で私は聞いていますのですよ。だから、たとえば会頭の年間所得、これは個人のものでしたら申し上げないのですけれども、出ているものは四十年度の申告で千九百九十九万ですかある。けれども、私はそこで疑問に思ったのは、これは何も高い安いじゃない、それは当然だと思えます、所得ですから。しかし、それならば予算を見たときにはどう思うのは、予算の項目にないのですよ。一般給与じゃないのですよ。他方今度はあなたのほうの部長が、二重帳簿が発見されました、二重、三重までかかっています、そういう点が報道されている。存じているのでしょう。それならばこの際明らかにしておいていたういことが報道されているならば、それに対する正しい見解を、報道だけでなしにここで責任ある発言することが、それが国民の疑惑を解くことだし、教育の振興をおもんばかる一つの考え方じゃないですか。実際二重帳簿、三重帳簿ということが、このことばに対してあなたたちはその疑惑をどういうふうに解いてくれますか。

○辻辻説明員　二重帳簿と申しますが、どういう意味で二重帳簿と書かれておりますのか、ちょっと私どもも判断に苦しむわけでございますが、名目が調査費、研究費あるいは手当等いろいろございます。その中で実質的に給与と認められるものにつきまして、普通の給与のように源泉徴収をされておるものとは別に、源泉徴収がされておらない、源泉所得税が課税漏れになっておるものがございます。おそらくそのことを言っておるのだらうと思いますが、これの詳細につきましては、何ぶんにもおことばではございますけれども非常に

膨大な機構組織になっておりまして、私のほうも鋭意現在調査をできるだけ早く終わるように努力中でございまして、しかも一般的に明らかに手当という名前で、しかも実質的に手当であると思われるものにつきましては、これは課税をしていく方向でももちろん検討いたしますし、中には調査費、研究費の項目のものがございしますが、これらにつきましては、実質的に渡りきりで職員、教授等の個人的な消費に使途がまかされておるといものにつきましては当然課税ということになります。たとえば研究室の本とか備品等をそれで買ひまして研究室に備えつけておくというふうな意味での研究費、調査費等につきましては、当然これは課税になりません。したがって、費目の名目いかんにかかわらず、実態に即してその用途の内訳を現実に一つ一つ調査をいたしまして、その実質によって課税非課税を判断していきたい、かように考えております。

○唐橋委員 手当はそれでいいですわね。それならば、私が一番疑問に思っているのは、繰り返すようですが、予算項目に役員報酬ということがないというところにつきましては、あなたのほうではどう考えたのかということをお聞きしたかったんです。同時に、役員報酬の支給規程がありましたか、あなたたち調査した結果、役員報酬の支給規程は、少なくともなければならぬと思うのです。そういうものがあつたかどうか、これも調査中でわからないのですか。そんなことは許されません。役員報酬の支給規程ありましたか。

○井辻説明員 私、そこら辺までの詳細につきましては、現在まだ承知いたしておりません。

○唐橋委員 電話かけて聞いてください。役員報酬支給規程があつて、そうしてその中で、現場の係官の調査の中で聞いてくださってもいいですよ。その中で支給されたもの、そうしてその上に立ってあなたたちが今度は課税対象であるかないかというものを判定されるのです。役員報酬の支給規程というものがなければならぬのですよ。聞いてないのですか。

○井辻説明員 そういう規程があるかないかというところは、まだ聞いておりません。

○唐橋委員 あなたはここではわからない。しかし、なければ支給できないということだけはわかりますね。

○井辻説明員 一般の株式会社でございまして当然でございますが、学校の理事者ないしは職員に対する、特に理事者に対する規定のしかたをいたしまして、役員報酬の規程がどういう定め方になるのか、あるいはそういう規程というものを各学校で全部置いておられるのかどうかという点につきましては、全般的に私、ちょっと現在のところ存じておりません。

○唐橋委員 そんなことであなたたち税監査できるの。給与規程に準じて給与が支払われ、各種手当が出され、その中でどれが課税され、どれが課税されないかという、この上に立って初めてあなたたちは税監査ができるんでしょう。それならば、いつまでたつたつて税監査の根拠がないじゃないですか。委員長、そんなに時間からかないと思ひますので、ちょっと休憩していただいで、役員の報酬支給規程があるかないかということに對して、わかりませんと言ひます。わかりませんと言ひなれば、これは現場の調査の人に問ひ合わせていただきます。実際あるのかないのか、なくてあなたたちが査定できません。だからいまのような各種項目の手当が全部出るんですよ。そうじゃないですか。支給規程があつて初めて手当の項目が、こういう項目に對してはどうだ、こういう報酬はどうだ、ボーナスはどうだ、こういうことがあつて初めて私はあなたたちの監査対象になると思うのですが、あるかないかだけですよ。それをひとつ聞いていただかなければならぬし、その中に出てくるあなたがさっき言われたような各種の手当というものが全部あつていなければ、これは私はいんです。そういう支給手当の中になければならぬものが初めて手当として支給されるわけです。その上に立ってあなたたちが査定するんですよ。あるかどうか

からないというところは、ここではそうでしょうけれども、私は当然あるべきだと思ひます。その上に立ってあなたたちが査定しているんだと思ひます。だからあるなしでいいんです。それをひとつ聞いていただきたいと思ひます。

○井辻説明員 当然あると思ひますので、至急現場のほうへ確かめて調査いたします。

○唐橋委員 そのいわば報酬支給、手当、特に役員に対するものですよ。職員に対するものは一応規程ができています。役員に對しては、各種の手当等はやはりいまの支給規程の中から私が出さなければならぬと思ひます。そしてあなたたちが監査した中で、役員の報酬支給規程に出てくる以外の項目、名目によって支給されておる手当等があるのかないのか、二番番目はですよ。一番目はあるだろう。あつたならば、それと比較してみても、あなたたちがいま検討している各種手当がその規程の中に織り込まれていない手当なのか、織り込まれていないものはどれであり、織り込まれていないものは何々なのだ、この項目ぐらひは明らかにしていただきたいのです。それをあとで資料で出してください。出していただけますか。

○井辻説明員 調査いたしましたして、上司とはかりまして出すように検討したいと思ひます。

○唐橋委員 あとで上司とはかりまして、出せませんでしたという返事が私にあるのですか。そんな答弁ありませんよ、責任者として出ておるのです。

○井辻説明員 実は個別の問題でございしますので、やはり税の面につきましては、一般会社でもそうでございしますけれども、やはり事業の内容いかんによりまして個別の内容を申し上げられない場合もございします。これらの規程等につきましては、一般的には外部に通常出ておるものでございしますけれども、問題はございしませんけれども、各学校等でいろいろなものがあるかどうか、上、判断いたすようにさせていただきますと思ひます。

○高見委員長 唐橋君に申し上げます。加藤委員から関連質問の申し出がありますが、よろしゅうございますか。——加藤勤十君。

○加藤(勤)委員 ただいまお答えになりました役員の報酬規程があるかないかという質問ですが、私は日本大学に關係があるのです。評議員の一人として予算、決算の審議に当たっておりますが、役員報酬という規定はないのです。したがって、そこに調査費、研究費という——たとえば理事としての役員ですけれども、理事としての報酬はないのです。みな理事は、あるいは局長をつとめ、あるいは教授をつとめ、あるいは学部長をつとめておる人がやつておる。したがって、学部長、教授、局長としての俸給は取っておるのですけれども、理事としての役員報酬はもらっていないのです。そういうところに、いま唐橋君の言うような疑義も生まれてくると思うのです。その点は明確にしたいと思ひます。実際の学校の規程は、どの学校でもそうでしょうけれども、このぐらひ厚さがある。これを全部繰りまして役員報酬というのではありません。私は詳細に調べ上げています。ほんとうに学校に不正があるならば、われわれ自身が許さない。そうじゃないのです。今度の問題にしても、小石川税務署の指定に基づいて、その趣旨のもとに報酬という形でなく、いわゆる調査費、研究費の形で出されておる。それが今度の国税局の調査によって、その中には当然源泉課税をしなければならぬものがさされていらないものがある。また、研究費と先ほどおっしゃったように課税の対象にならないものがある。そういうことを区別されるのが現在の調査中であると思ひます。そういう点をはっきりしていただきたいと思ひます。私も学校の関係者の一人として、ただいまの二重帳簿もあるとか、三重帳簿もあるとか、これはけしからぬ話です。そんなものありません。営利会社と違つて、営利も何もごまかす必要がない学校だから、学校法人は課税の対象にならない。そういう点で何の必

要がありましようか。いま答弁を聞いておりますと、まだ調査中だからわからないというお話でありましたけれども、二重帳簿、三重帳簿というのはあるかないか、あるならある、ないならないとはっきり言っていたきたい。そういうものがあるなら、われわれも学校の関係者として許さない。

○井辻説明員 私どものほうでは二重帳簿というふうなことを使っていないのでございます。先ほど申し上げましたように、源泉徴収の対象にすべきものについて、課税されておらないもの、徴収されておらないものがございまして、そういうものにつきましてもやはり帳簿は大体ございまして、したがって、二重帳簿とかあるいは新聞に裏給与でございまして、いろいろことはございまして、けれども、私どもとしては、そういうことばで言っておりますのではございまして、費目によりまして、源泉徴収の課税対象に当然なるべきものであって課税漏れになっているものがある、こういう意味で申し上げているわけでございます。

○唐橋委員 だいたい煮詰まってきた、私も了解できるのですが、「国税庁川村直税部長に聞く」ということである誌に載っているのは、こう書かれております。「まだ調査中なので、二十億という金額はどう変化するかわからない。ヤミ給与があったとすれば、教職員が所得税を脱税していたことになるので、これをチェック、つまり源泉徴収をしていくところだが、これは日本に限らず、他の学校にもおこなっている。ただ、日本の場合は、二月八日から監査を始めた二重帳簿が発見された。税務署用、本部用、そしてどこにも見えない内緒の学部用の三種類だ。あそこは、各学部が独立採算制をとっているから、本部の知らないヤミ給与をこれで作成していたわけだ。しかし、これから約五千人の教職員一人一人収入調査して、ヤミ給与を摘発、追徴金を取っていくことになる」と、こういうことで、名前まであげてこの点が出ているのです。だから私は、疑惑があるからこの場で明らかにしたい、こういうような趣旨で聞いているわけですが、だとするならば、川村直税部長はこういう趣旨で発言した覚えはない、こういうふうな正しき答弁を言っていたかなければならぬわけなんです。あなたは課長だから、直接でないからわからないでしよう。こういう点も明白にしなければならぬからではないのですよ。あなたはこれ聞いていません。この記事を読んだときに、庁内でこの話出ませんでしたか。

○井辻説明員 その記事は私も読んでおりますし、部長のところへ記者の方が見えて話されたときの状況も聞いておりますが、部長の言いました趣旨は、二重帳簿というふうな文句は先ほど私が御説明申し上げましたような意味で言っておりますので、二重帳簿という文句を使っているのじゃないかというふうな私聞いております。したがって、正式の給与台帳で源泉所得税の課税がなされておる、つまり天引き済みの台帳以外の帳簿の項目の中で当然源泉徴収すべきものが源泉徴収漏れになっておるものがある、そういう趣旨で申し上げたというふうな聞いております。

○唐橋委員 そういう趣旨ならばいいのですが、あまりにも明確に、「税務署用、本部用、そしてどこにも見えない内緒の学部用の三種類」、こういう限定はほとんどなければ——記者さんがつくり得るものかといつて私も考えてみたら、それはつくり得ないのだ。何かその中にやはりそういう趣旨のものがあつたり、あるいはまた、補欠入学金の受け入れ簿が当然前の事件でもあつたのですから、そのときの談話も出ていますよ、前の教授の問題のときも出ていますよ。だから、そういう前からの関連もあるの、いまの段階では、補欠入学金の受け入れ簿等は当然あつてよろしいし、あなたたちは、ありました、そういうのは私たちの手元にあつて、そしてその中で検討しているのです。こういう答弁が出てくるのだらうと思つたのです。そうであるのに、補欠入学金の受け入れ簿、それも調査中だからわかりません。これで

は、ここに出版されているように、やはり税務署用、本部用、学部用、こういうふうな書かれたつて、それを否定する——また明らかにほんとうに否定していただきたい気持ちがあるわけだ。そういうことを明らかにしていただくことが、私学振興の今後のほんとうの基本だと思うのです。そういうことなんです。それから、実際こういう帳簿、補欠入学簿はあなたたちはあつたのかないのかといううことなんです。あつて、その上に立つて公正な監査をしているんだというのならわかるのです。調査中だからわかりませんというのじゃとて、次回到局長以上に出てもらわなければ、この点解明できませんよ。

○高見委員長 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後六時五十七分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、唐橋委員より発言を求められております。これを許します。唐橋委員。

○唐橋委員 午前中の質疑を続けたわけでございますが、内容が源泉徴収関係にもなりますので、国税庁長官等の出席等もお願いしたい、こう存じますので、私の質問の続きは次回にさせていただきますと思います。

○高見委員長 内閣提出、日本学校安全会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○高見委員長 この際、おはかりいたします。

本案について、本日日本学校安全会理事長西田剛君を参考人としてその意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○高見委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○高見委員長 参考人には、御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

なお、参考人の御意見は、委員からの質疑に対するお答えで述べただくようにいたしたいと存じます。さよう御了承をいただきます。

質疑の通告がありますので、これを許します。斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 議題となっております日本学校安全会法の質疑に入るわけでありましても、その前に、去る三月二十八日安全会法に關連して質問をいたしました、その内容につきましましては、千葉県国府台高校の石井君と柳沢君が浅間山で遭難をされたことに對し、学校安全会法の適用をするわけにはいかないであらうかということである伺ったわけでございます。その後明らかになった事実は、柳沢君が学校に對する旅行届けを家庭から承諾を得て捺印をし、これを担任の先生に提出をし、担当の先生また署名をされまして、気をつけて行つていらつしやいということまでごまかに配慮されている事実も明らかになったわけでございます。過日も申し上げましたように、城谷先生が授業時間を通じ、教室で浅間山旅行の勧誘をし、そしてまた柳沢君は生徒としてとるべき旅行願いを学校まで出したという事実も明らか今日、学校安全会といたしまして、文部省といたしまして、十分な御検討をいただいたものといたし、このように考えております。当時赤石体育局長は検討を約束してくださいました。また、西田理事長からもいろいろ検討をしてみたいという御答弁をいただいたわけでございますけれども、この際一カ月になんとなつた時日を経過して、文部省並びに日本学校安全会はこのように御検討をいただき、どのような方向に運ぼうとされておられるのか、この際、赤石局長並びに西田理事長から見

解を承りたいと思うわけであります。

○西田参考人 その後、私も千葉県の支部の関係者を呼びまして事情をお尋ねするとともに、私自身、この事故にあいました城谷先生及び二人の生徒の追悼号とも申しますが、学校のはうで雑誌を出しておられますので、そうした雑誌もお読みたいと思いました。城谷先生の人となりなり、教育に対する熱情あるいは生徒と先生との間の師弟の情のこまやかさ等、いろいろと感銘深く拝読されていたいたような状況でございますが、さて現行の規定の運用、これは私どもといたしましては規定に基づいて適正に執行していくという事をまかされておりますので、そういう意味から申しますと、現行の規定では遺憾ながらやはり読みにくいのではないか、しかし気持ちとしては何とかしてこの種のは救ってやりたいケースのものである。こういうふうな考えまして、この省令の解釈、運用の事柄につきましては、やはり文部省さんのほうに相談するべき性質のものでございまして、そうした考え方で文部省のほうに御相談をかけたおる状況でございます。したがって、現行の省令の解釈として拡大解釈することによって処理し得るであらうか、できればそういうこともお考え願いたいし、もしそれが無理であるとなれば、最近やこれに似ましたケースがいま一つ出てきておるような状況もございまして、それで前向きにひとつ、もし必要があるならば省令を多少とも改善するというような気持ちも加えて御検討願いたいということをお願いをいたしておるような状況でございます。文部省さんのほうでも非常に誠意を持って御研究を願っておると聞いております。

以上でございます。

○赤石政府委員 ただいま西田理事長からお話ありましたように、先生からのお話もございましたので、私どもも、支部やあるいはまた周辺の父兄の方もともどもお見えになりましたし、いろいろと事情を聴取いたしました。その結果、私どもとしては、政令にございます、学校の教育計画に基

づいて行なわれている課外活動であるとか、あるいはまた、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき、こういうことには遺憾ながら該当はいたさないけれども、政令の第三条第二項第五号にございまして「前各号に掲げる場合のほか、文部大臣がこれらの場合に準ずるものとして定める場合」、こういうふうな、いろいろな事態が生じた場合において最終的に大臣の判断される事項がございまして、これによって救えるかどうか、この辺で前向きに検討できるかどうかということを検討いたしました。大臣の御判断をお願いしているところでございまして、あとで大臣のお話を伺っていただきたいと思います。

○斎藤(正)委員 大臣から見解をひとつ承りたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 先般の委員会におきましてもいろいろお話を伺いました。また、本日も斎藤さんから新しい事実についてのお話も伺ったわけでございまして、ただいま安全会の理事長並びに体育局長がお答え申し上げましたとおり、文部省及び安全会におきましても、この問題についていろいろ検討を遂げておるところであります。従来、の基準から申せば、安全会の方で支給がむずかしいという決定を下したこともやむを得ないかとも思うのでありますけれども、先般来いろいろお話を伺っておりますし、また保護者の側の気持ちになつてみてものを考えます場合に、ただそれだけで解決できるものでもないような心持ちもいたしますので、私といたしましては、いま体育局長も申し上げましたが、本件につきましてはあらためて文部省としても考え直してみようということ、いま申し上げましたような法令の条項について積極的に前向きにひとつ文部大臣として回答を出したい、こういう心持ちでございます。

なお、将来の問題として、さらにまた何かの基準を追加するというふうなこともあるいは考えなくちゃならぬかとも思ひますが、本件に限ります限りは、私としては前向きに検討をして結論を出すように、このような指示を与えてお

るようなわけでございます。さように御了承願いたいと思ひます。

○斎藤(正)委員 大臣並びに局長、さらに理事長の答弁をいただきました。積極的に前向きに検討をいただけるということで、当然のことながらたいへん強く思うわけでございますが、関係者がいかにこの問題と取り組んできたかということ、遭難一周年を記念して発行された「岩かげ」という追悼号が文集として出ておるわけでありましても、冒頭から巻末に至るまで涙なくしては読めない追悼文であります。この文集の中にも随時随所に出ておりますけれども、私は、やはり法を曲げて解釈するとか拡大解釈するとかということではなくて、ほんとうに事がどうして起こったのかということをおわわりのいたしたと思つておられますけれども、ぜひ、いまお三人から発言のありました方向で学校安全法の給付適用に踏み切つていただきますように要望をいたしまして、本問題に關しましては終わります。

○高見委員 斎藤君に申し上げますが、参考人はもうよろしゅうございませうか。

○斎藤(正)委員 ええ、もうけっこうです。

○高見委員 参考人には、わざわざ御出席をいただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

質疑を継続いたします。斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 そこで本論に入るわけでございまして、学校安全法は参議院先議でございまして、過日参議院で法案が可決されたわけでございまして、修正をされておるわけでありま。すなわち、「この法律は、公布の日から施行する。」二番目に、「日本学校安全会は、高等専門学校の学生の負傷、疾病、廃疾又は死亡で昭和四十三年四月一日以後この法律の施行の日前に生じたものにつき、この法律による改正後の日本学校安全法第十八条第二項の災害共済給付を行なうことができる。」これが参議院における修正点でございます。過日本案が本委員会に提案をされました四月十七日、灘尾文部大臣は、その提案

理由及び内容の概要の説明をいたしておるわけでございますが、その提案理由の説明の中に「高等専門学校の学生にかかる災害共済給付については昭和四十三年四月一日から適用することとする旨の修正が参議院で行なわれました。」こういう提案をされて、参議院の修正案を説明されておる。このことについて大臣何か間違いをお感じになっておりませんか。

○灘尾国務大臣 過日の私の説明についてのお尋ねでございますが、私は、本来から申し上げますと、政府の提出した法律案の原案をもつて皆さま方に御審議を願う、これが政府の立場ではないかと思つたのでございまして。同時に、参議院においてそのような修正が行なわれたわけでございまして、これはいわば参議院側から皆さま方に御説明申し上げるのが本来の姿ではないかと存じます。ただ私は、便宜上このような説明をして皆さま方の御審議を願うという先例があるやに伺いましたので、それに従ひまして便宜上このような説明をいたしました次第でございまして、御了承いただきたいと思います。

○斎藤(正)委員 手続上、参議院が修正したものを大臣から、かように参議院で修正が行なわれたという提案理由の説明なり、それに付加した説明は、従前も例があるわけなんです。これを私はとがめたり聞いているわけではないのです。参議院の修正と大臣の提示している修正が違ふということを言っているのです。参議院はこんな修正をしてないのです。参議院の修正御存じありませんか。

○赤石政府委員 大臣の提案の趣旨の中で、四月一日に適用するようにさかのぼりたい、こう申しましたのは、参議院の修正を簡単にわかりよく説明したと考えるのでございまして。正確に申しますならば、法律的には「日本学校安全会は、高等専門学校の学生の負傷、疾病、廃疾又は死亡で昭和四十三年四月一日以後この法律の施行の日前に生じたものにつき、」事柄がこの法律施行の日までに生じたものについてはうっておくわけにまいり

ませんから、これは災害給付の根拠規定でござい
ますが、「この法律による改正後の日本学校安全
会法第十八条第二項の災害共済給付を行なうこと
ができる。」という詳細な参議院の修正でござ
います。これが簡潔に大臣の御説明の中に入った
とわれわれ理解いたしております。

○斎藤(正)委員 それは簡潔じゃないですよ。簡
単にしたために違つて提案をしているのですよ。
大臣の提案の内容は、結局公布の日から施行をさ
れる、しかし四月一日以後の高等専門学校学生の
該当事項ができれば、それまでにさかのぼって
この改正案を適用する、それはいいですよ。いい
けれども、これでは給付もできるように解釈は自
由にできるのですよ。そうでしょう。「昭和四十
三年四月一日から適用することとする旨の修正が
参議院で行なわれました。」これじゃ、はしょつ
ちやつていて大事なところが落ちているのです。
参議院の修正とは違つてしょう。簡単にしたとい
うだけじゃないですよ。簡単にしただけですか、
局長。

○赤石政府委員 これは法制局の専門的な見地を
お尋ねをしなければいけません、この表現とい
たしましてはいろいろな表現がございまして、た
だ適用するといつて適及効を持たせるような表現
もございまして、この場合は、施行の日以前に起
こつた事柄について、この法律施行以後でも適用
して災害給付を行なうことができるんだ、こうい
う意味のことを正確に表現した、こういうふうな
理解いたしております。

○斎藤(正)委員 それは参議院の修正案文がそう
なんです。参議院の修正案文で解釈は初めてそ
うなる。大臣のこの提案理由の説明だけじゃなら
ぬでしょう。給付もやつていいことに解釈できる
でしょう。

○赤石政府委員 先生のおっしゃる意味を私
ちよつとまだ正確にとらえておりませんが、要す
るに、法公布の日以後適用いたしますから、施行
いたしますから、それ以前に起こつた事柄に対し
ては適及効を持たせられないのがたてまえでござ
います。しかし、御承知のように学年は四月一日
から始まります、学生はすでに入つておりま
す。かつ、もう勉強いたしております。しかも掛
け金は一年幾らといつて取つておりますから、や
はりそのプランクになつた間といえども、起こつ
た事柄について適及して救つてやろうという趣旨
でございまして、それを説明するのにはこのよ
うに詳しい表現を用いる、これが参議院のほうで
おとりになつた法的な立場であらうと存じます。
ただ、こういった表現は、われわれの世界では
「適用する」、こういうことばで表現する場合も
ございまして、適用することとする、と、こう
いうふうな大臣の提案理由の中に取り入れさせて
いただいた、こういうことになるかと存じま
す。

○斎藤(正)委員 どうもおかしいと思ひますね。
簡単にとか明瞭にとかいうけれども、簡単にした
ために不明瞭になつてしまつたんです。なぜ参議
院の修正どおりここへ説明しないのですか。参議
院の修正を書いたつて何のことはないのですよ。
何かここでも……(内容は違つていないんだ)と呼
ぶ者あり)いや、解釈のしようによつては違つてき
ますよ。おわかりになりませんか。参議院の修正
は「高等専門学校学生の負傷、疾病、廃疾又は
死亡で昭和四十三年四月一日以後この法律の施行
の日前に生じたものにつき、この法律による改正
後の日本学校安全会法第十八条第二項の災害共済
給付を行なうことができる。」これを「適用する」。
こういう一言でまとめちゃつてあるのですよ。
「適用する」ということと「この法律による改正
後の日本学校安全会法第十八条」云々ということ
との意味が違つてしょう。わかりませんか。

○赤石政府委員 私どもは同じだと思つておるの
でございまして……。

○斎藤(正)委員 同じだと思つたらなぜ参議院の
修正どおりここへ書かないのですか、あるいは
おっしゃらないのですか。これは参議院の議決を
経てきているんだ。それを文部省が略すとはどう
いうことですか。

○赤石政府委員 それは、あるいは表現が若干
違つたことはいけなけれども、申し上げた
この表現よりも普通の「適用する」と申し上げた
ことのほうが事態をはつきり簡潔に説明するとい
うふうに考へまして、さうな表現を使わしてい
たいわけではございまして。実体は何ら異なつて
いないものと了解しております。

○斎藤(正)委員 こんなことで私はいつまでも時
間をとらうとは思ひませんので、参議院
の修正どおりに大臣がこゝで提案理由の説明な
り、補足の説明なりをやられたらどういう欠陥が
あるのですか。あるいはどういう不合理があつた
のですか。不合理がないでしょう。参議院の修正
案のほうがかかりにくいのですか。慣行上
これで妥協だといふのですか。参議院の修正を文
部当局が、これはあなたが原案を書いたのか知り
ませんけれども、表現を変えているのですよ。表
現を変えたため、解釈のしようによつては、ただ
「適用」ということばだけでは内容も変わつてく
るのですよ。

○赤石政府委員 先生のおっしゃる違つていふと
いう点は、むしろ私はわからないのでございま
す。私どもは全く同じだ、むしろ参議院の御修正
の趣旨をわれわれの用語でかえつて簡潔に御説明
して、それで意味が通る、こう考へてさういふこ
とばを使わしていただいた次第でございまして、
何ら法律的な関係が、実体が異なつていない、か
ように考へておるわけではございまして。

○斎藤(正)委員 公布の日からさかのぼつて適用
できることと、給付するといふことは違ふので
すよ。公布の日からさかのぼつて適用できるとい
ふことと、給付することとは違ふのですよ。

○赤石政府委員 先生のおっしゃる意味は、給付
もさかのぼるのか、こういうことでございま
す。

○斎藤(正)委員 あたりまえじゃないですか、こ
の表現なら。

○赤石政府委員 それなら御承知の第一項が「こ
の法律は、公布の日から施行する。」と書いてご
ざいます。だから、さかのぼることは事実を適用
することをさかのぼるのでございまして、給付事
務その他はこの公布の日から施行するわけではご
ざいますから、施行後さういふ手続をする、こう
いうふうな私どもは解釈しております。したがつ
て、実体はやはり変わらないのではないかとと思
つております。

○斎藤(正)委員 あなたはさういふふうな解釈し
たつて、参議院で正式に文章表現をして、こうい
う修正が行なわれたんだから、こういう修正ど
おりここへ書けば何もこんなことを言う必要はない
わけだ。それを簡略にしてわかりやすくしたなん
て言うから、むしろこれは参議院の議決をあなた
は曲げていふことになる。参議院の議決の
輕視だといふことになる。何も二行や三行ふえた
からといつて、拡大解釈なり、間違つた解釈をし
なくていいようにちゃんと参議院の法文はでき
ている。「適用する」といふことと——これは給
付ととれます。給付ととれないという理由はど
こにあるのですか。

○赤石政府委員 給付をいつ行なうかという問題
と、その事柄について給付を行なうか行なわな
いという二つの内容があるかと存じます。その
事柄に対して給付を行なうといふことを第二項は
いつておるのでございまして、その給付をいつ行
なうかは第一項に返りまして「公布の日から施行
する。」そちらのほうで読ましていただく、こう
いうふうな解釈いたしております。したがつて、
これも実体はやはり適用するといふ普通のことば
と全く同じものである、こう考へておる次第で
ございまして。

○斎藤(正)委員 あなたがさう解釈したつて、参
議院ではちゃんとさういふように修正しているん
だから、(意味は変わらない)と呼ぶ者あり)変
わらないといつたつて、参議院の修正を一文部省
事務局が変えて提案するなんといふことはおか
しいですよ。参議院の修正案をそのまま載せてど
だけの手間ひまがかかるのですか。趣旨は一緒で
すよ。だけれども解釈のしようによつては給付ま

でできるという解釈ができるからばくは聞いて
るのです。さかのぼって適用するといふだけなら
給付も適用ができるということですよ。

○高見委員長 この際、文部大臣より発言を求め
られております。灘尾文部大臣。

○灘尾国務大臣 先般の私の提案理由説明中、参
議院の修正部分につき、「高等専門学校の学生に
かかる災害共済給付については昭和四十三年四月
一日から適用することとする旨の修正が参議院で
行なわれました。」と申し上げましたが、誤解を
生ずるおそれもありますので、これを「高等専門
学校の学生の負傷、疾病、廃疾または死亡で昭和
四十三年四月一日以後この法律の施行の日前に生
じたものにつき、この法律による改正後の日本学
校安全会法第十八条第二項の災害共済給付を行な
うことができるとする旨の修正が参議院で行なわ
れました。」と訂正いたします。

○高見委員長 次回は、明二十七日土曜日午前十
時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会
することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十二分散会

昭和四十三年五月八日印刷

昭和四十三年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局